

(別紙2) 意見募集を実施した際の省令案からの変更点

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（案）等に対する意見募集を実施した際の省令案からの変更点は以下のとおりです。

中小企業協同組合法施行規則の一部を改正する命令の変更点

	修正箇所	修正内容	備考
1	第54条	「インターネットを利用して表示する方法」は、現行規定にある「映像面に表示する方法」に含まれるため、改正をとりやめる。	技術的修正
2	第170条	「インターネットを利用して表示する方法」は、現行規定にある「映像面に表示する方法」に含まれるため、改正をとりやめる。	技術的修正

中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の変更点

	修正箇所	修正内容	備考
1	第3条	中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則と体裁を揃えるため、改正前欄に「 <u>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、団体法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、</u> 団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第三項並びに第四十条第四項及び第十項（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、 <u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七</u>	技術的修正

第四項、第四十条第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（団体法第四十六条第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定及び団体法第百条の十二第一項の規定に基づく書面の保存とする。」を追加する。また、改正後欄に「第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、団体法第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第十条の二第二項及び第三十四条の二第一項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第三項並びに第四十条第四項及び第十項（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項、第四十条第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（団体法第四十六条第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項、第六十三条の五第一項及び第九項、第六十三条の六第一項並びに第六十四条第七項（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第百条の十二第一項の規定に基づく書面の保存とする。」を追加する。

2	第8条	<p>中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則と体裁を揃えるため、改正前欄に「<u>第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定、</u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する<u>会社法第三百八十九条第四項第一号の規定、</u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第一号及び第四十条第十二項第一号（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）<u>の規定、</u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）<u>の規定、</u>団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第一号、第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号、第六十三条の六第二項第一号並びに第六十四条第八項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）<u>の規定及び</u>団体法第百条の十二第二項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。」を追加する。また、改正後欄に「<u>第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第十条の二第三項第一号及び第三十四条の二第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</u>、<u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）</u>において準用する<u>会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十九条第四項第一号</u>、<u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条</u></p>	技術的修正
---	-----	--	-------

	<p>の七第五項第一号及び第四十条第十二項第一号（これらの規定を団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）<u>、</u>団体法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）<u>、</u>団体法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第一号、第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号、第六十三条の六第二項第一号並びに第六十四条第八項第一号（これらの規定を団体法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）<u>及び</u>団体法第百条の十二第二項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。」を追加する。</p>	
--	---	--

中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令の変更点

	修正箇所	修正内容	備考
1	第3条	中小企業協同組合法第69条については一項のみであるため、改正前欄の「第六十九条第一項」を「 <u>第六十九条第一項</u> 」に修正し、改正後欄の「第六十九条第一項」を「 <u>第六十九条</u> 」に修正する。	技術的修正
2	同上	中小企業協同組合法第82条の18については一項のみであるため、改正前欄の「第八十二条の十八第一項」を「 <u>第八十二条の十八第一項</u> 」に修正し、改正後欄の「第八十二条の十八第一項」を「 <u>第八十二条の十八</u> 」に修正する。	技術的修正
3	第4条	中小企業協同組合法第61条の2について、複数の事務所等での保存が求められるため、改正前欄の「2・3 [略]」を「2 [略]」に修正し、新たに「3 中小企業等協同組合法第三十四条の二第一項、第三十六条の七第三項及び第四項、第四十条第四項、第十項及び第十一項、第四十一条第二項並びに第五十三条の四第二項及び第三項の規定に基づき、同一内容の書面を二以	技術的修正

		<p>上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示及び書面を作成できる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。」を追加する。また、改正後欄の「2・3 [略]」を「2 [略]」に修正し、新たに「3 中小企業等協同組合法第三十四条の二第一項、第三十六条の七第三項及び第四項、第四十条第四項、第十項及び第十一項、第四十一条第二項、第五十三条の四第二項及び第三項並びに第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示及び書面を作成できる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。」を追加する。</p>	
4	第8条	<p>会社法の法令番号を追加するため、改正前欄の「会社法」を「<u>会社法</u>」に修正し、改正後欄の「会社法」を「<u>会社法（平成十七年法律第八十六号）</u>」に修正する。</p>	技術的修正
5	同上	<p>中小企業協同組合法第69条については一項のみであるため、改正前欄の「第六十九条第一項」を「<u>第六十九条第一項</u>」に修正し、改正後欄の「第六十九条第一項」を「<u>第六十九条</u>」に修正する。</p>	技術的修正
6	同上	<p>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律法5条1項の主務省令で定める縦覧として、「中小企業等協同組合法第40条の2第3項において準用する会社法第396条第2項第1号」の規定に基づく書面の縦覧を追加するため、改正前欄の「、第四十一条第三項第一号」を</p>	技術的修正

		「 <u>、第四十一条第三項第一号</u> 」に修正し、改正後欄の「 <u>、第四十一条第三項第一号</u> 」を「 <u>、第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項第一号、中小企業等協同組合法第四十一条第三項第一号</u> 」に修正する。	
7	第10条	中小企業協同組合法第69条については一項のみであるため、改正前欄に「 <u>第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、中小企業等協同組合法第四十条第十二項第二号（同法第六十九条第一項及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項第二号、第六十三条の五第二項第二号及び第十項第二号、第六十三条の六第二項第二号並びに第六十四条第八項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。</u> 」を追加し、改正後欄に「 <u>第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、中小企業等協同組合法第四十条第十二項第二号（同法第六十九条及び第八十二条の八において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第二項第二号、第六十三条の五第二項第二号及び第十項第二号、第六十三条の六第二項第二号並びに第六十四条第八項第二号の規定に基づく書面の交付等とする</u> 」を追加する。	技術的修正